

A4 従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、平成20年4月1日以降、診療科名として広告することは認められなくなります。

ただし、改正に係る経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、広告することが認められます。

◎ 平成20年4月1日以降、広告することが認められない診療科名
「神経科」、「呼吸器科」、「消化器科」、「胃腸科」、「循環器科」、
「皮膚泌尿器科」、「性病科」、「こう門科」、「気管食道科」